

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年10月13日 07時15分頃
発生場所	福岡県豊前市宇島漁港北西方沖 宇島港西3号防波堤灯台から真方位089° 430m付近 (概位 北緯33°38.0' 東経131°07.8')
インシデントの概要	プレジャーボートやまとは、漂泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年12月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>プレジャーボート やまと、5トン未満（長さ4.81m） 294-17034 福岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力36.7kW、回転数毎分5,500、3気筒、ボア67mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成4年7月進水</p>
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、宇島漁港北西沖で船外機を停止して漂泊し、船長及び同乗者は釣りを始めた。</p> <p>船長は、釣り場を移動しようと船外機の始動を試みたところ、セルモーターは回るもの機関が始動しなかったので運航不能と判断し、宇島漁港近くに消防署があったので、119番通報をして救助を要請した。</p> <p>消防本部から連絡を受けた海上保安署は、水難救済会に救助を依頼し、本船は、来援した救助艇にえい航されて宇島漁港に戻った。</p> <p>船長は、本インシデント後、船外機等を点検したが異状は見当たらず、燃料油タンク（以下「本件タンク」という。）の給油口の蓋を開閉してみたところ、船外機が正常に始動することを確認した。</p> <p>船長は、給油口の蓋に装備されていた空気抜きバルブ（以下「本件バルブ」という。）が閉状態となって、空気の出入りができなくなっていることを認め、開状態とした。</p> <p>船長は、本船を令和5年2月頃中古で購入した後、本件バルブの開閉や点検をしたことがなかった。</p>

	本船のような船外機の取扱説明書には、機関始動時、燃料油タンクに空気抜きバルブが装備されているものは、同バルブの蓋を2～3回緩めて開状態としておくことが記載されている。
分析	<p>本船は、漂泊中、船外機の始動時に本件バルブが開状態となっていたことから、燃料油の消費とともに本件タンク内が負圧となって燃料油が供給されず、船外機が始動できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>船長は、船外機の取扱説明書をよく確認していなかったことから、本件バルブの点検や操作をしたことがなかったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が漂泊中、船長が本件バルブを開状態としているなかったため、本件タンク内が負圧となって燃料油が供給されず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、出航前や機関始動時に燃料油タンクの空気抜きバルブが開状態になっていることを確認すること。また、船外機を使用する前に取扱説明書等により、操作方法を確認しておくこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、船舶事故発生時など救助要請が必要な場合は118番通報すること。</li> </ul>